

第 2 7 回

島原市農業委員会総会議事録

平成 2 2 年 8 月 2 7 日

第 2 7 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 2 年 8 月 2 7 日（金） 1 4 時 0 0 分
2. 閉会日時 平成 2 2 年 8 月 2 7 日（金） 1 4 時 2 0 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 2 6 名 欠席者 5 名
5. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可について
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 非農地証明願について
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画案について

議長

只今より、第27回島原市農業委員会総会を開会します。

本日、13番委員、15番委員、20番委員は所用のため、24番委員、26番委員は体調不良のため欠席との連絡がっております。8番委員、30番委員は遅れるとの連絡がっております。

出席委員は31名中24名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、23番委員、25番委員を指名します。

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の許可申請の1番から3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の1番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、耕耘機、トラックを1台ずつ所有しております。

すべての許可要件を満たしております。

2番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、管理機をそれぞれ1台ずつ、所有、コンバイン、田植機を共有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクターを3台、キャリーを1台所有しております。すべての許可要件を満たしております。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番について、譲受人は35年の農作業歴があり、譲受人所有農地の隣接地の所有権移転のためのもので問題ありません。

2番について、譲受人は40年の農作業歴があり、夫婦で農業を行っており、申請地は自己所有農地の隣で問題ありません。

3番について、譲受人は17年の農作業歴があり夫婦で農業を行っております。

親子間での生前贈与のためのもので問題ありません。

議長

1番から3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、1番から3番は許可することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案の所有権移転による許可についての1番から3番は、許可することに決定します。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案農地法第4条について、申請人は申請地に木造平家建住宅1棟を建築したいとのことで

す。申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、南側は道路、西側は農地と宅地、東側は自己所有農地になっております。雨水は自然流下により水路放流、汚水はくみ取り、生活雑排水は溜めますより道路側溝へ放流となり、問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案農地法第4条の1番は許可相当と決定し、県知事に意見書を送付することに決定します。

2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番の申請について、申請地に木造平家建共同住宅6棟を建築したいということです。

申請地は都市計画区域内の第3種農地になっております。被害防除計画については事前に配布済みですので説明を省略いたします。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は道路、南側は河川、西側は宅地と河川、東側は農地と一部水路になっております。

雨水は自然流下により放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より河川へ放流となり、何ら問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第２号議案農地法第４条の規定による２番は許可相当と決定し、県知事に送付することに決定します。

第３号議案、農地法第５条の規定による１番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第３号議案、農地法第５条の規定による許可申請の１番について、使用借人は申請地に木造２階建貸家住宅１棟を建築したいとのことです。

申請地は都市計画区域内の第３種農地になっております。被害防除計画については、別途添付しておりますので、説明を省略させていただきます。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、西側及び東側は道路、南側は宅地になっております。雨水は水路放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり、何ら問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第３号議案の１番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第３号議案の１番は許可相当と決定し、県知事に送付することに決定します。２番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

２番について、譲受人は申請地に木造２階建住宅１棟を建築したいということです。

申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。被害防除計画は別途添付しておりますので、説明を省略させていただきます。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は譲渡人所有の農地、南側は道路、西側は宅地、東側は農地になっております。雨水については溜めますより道路側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり何も問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第4議案非農地証明願の1番について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案非農地証明願の1番について、申請人は昭和30年月日不詳ころより山林として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の西側は宅地、その他は山林に囲まれており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は非農地証明を交付することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案1番は非農地証明書を交付することに決定します。2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番について、申請人は昭和37年4月13日取得したが地目の変更がされておらず、昭和45年に宅地利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、西側は宅地、南側、東側は道路で非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は非農地証明を交付することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案2番は非農地証明書を交付することに決定します。

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画案について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の承認を得ようとするものです。

耕作権の新規設定	5件	9筆	9,073㎡
耕作権の再設定	5件	8筆	8,438㎡
合 計	10件	17筆	17,511㎡

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、農用地利用集積計画を承認することに決定します。

議長

これで、第27回島原市農業委員会総会を閉会します。

